

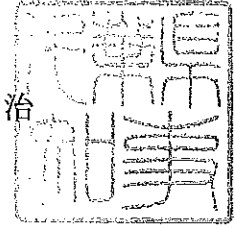
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成25年9月17日

住所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1
氏名 株式会社佐倉環境センター
代表取締役 小出 英昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成25年9月17日	許可番号	25-1-410
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	1. 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条第7号) 2. 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類		
設置場所	千葉県佐倉市大作二丁目2番地1		
処理能力	廃プラスチック類 73t/日(3.04t/時×24時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		